

ナショナルバイオリソースプロジェクト
第3回実費徴収・知財ワーキンググループ

議事概要

1. 日時・会場

平成21年2月25日(水) 13:00~16:00

中央合同庁舎第7号館17階 17F1会議室

2. 出席者

委員

- (主査) 小幡 裕一 理化学研究所筑波研究所 所長
鈴木 睦昭 情報・システム研究機構国立遺伝学研究所知的財産室 室長
深見 克哉 九州大学知的財産本部 特任教授
山本 雅敏 京都工芸繊維大学ショウジョウバエ遺伝資源センター センター長

文部科学省

- 川上 一郎 研究振興局ライフサイエンス課 ゲノム研究企画調整官
河野 広幸 研究振興局ライフサイエンス課 生命科学専門官

事務局

文部科学省研究振興局ライフサイエンス課
ナショナルバイオリソースプロジェクト事務局

3. 議事

1. 開会
2. アンケート結果報告
3. 報告書(案)の審議
4. その他
5. 閉会

4. 配付資料

- 資料 1 : ナショナルバイオリソースプロジェクト第2回実費徴収・知財ワーキンググループ議事概要
- 資料 2 : バイオリソース輸送に関するアンケート結果

資料 3 : ナショナルバイオリソースプロジェクト・知財ー情報ワーキンググループ連絡
会議議事概要

資料 4 : ナショナルバイオリソースプロジェクトにおける実費徴収の実施および知的財
産権の保護に関する報告書（案）

参考資料 1 : バイオリソース関連情報の取扱いに関するアンケート

以上

議事要旨

1. 開会

- ・開会の挨拶が小幡主査からあり、引き続き配付資料の確認が行われた。

2. アンケート結果報告

- ・資料2に基づき、アンケート結果について文部科学省より説明があり、その後、議論が行われた。内容は以下のとおりである。

<実費徴収について>

- 植物の場合の実費徴収は今後どう解釈していけばよいか。(鈴木委員)
- NBRPの補助金では経費の利用者負担を原則としている。そうでなければ補助対象から外れることにもなりかねないので実費徴収してほしい。(河野専門官)
- それと同時に、簡素化し、徹底を図ることも必要になる。(小幡主査)

3. 実費徴収・知財ワーキンググループ連絡会議結果報告

- ・資料3に基づき、実費徴収・知財ワーキンググループ連絡会議の結果について文部科学省より説明があり、その後、議論が行われた。内容は以下のとおりである。

<実費徴収の方向性などについて>

- 開発者の思いと中核機関のやるべきことが必ずしも一致しない。どう折り合いをつけていくかが大事だ。MTAの方向性やアンケート結果を見ながら、どう書き込んでいくかを検討したい。(小幡主査)
- 将来的には、どの辺までフリーになっていくのか。(鈴木委員)
- サイエンスコモンズまでは無理ではないか。(小幡主査)
- 各機関が実費を徴収しながらやっていると、NBRPとしての統一性より、中核機関の独自性が強まってくるのではないか。(深見委員)
- 一体感を保つため、また、全体として発展していくために、ワーキングの報告を活用し、各中核機関も改定していく。(河野専門官)
- 文部科学省で一定のベクトルを示すことは重要だが、中核機関との擦り合わせも必要である。補助金化した経緯についても中核機関に十分認識してほしい。(小幡主査)
- 中核機関に対しては3月18日の説明会で執行について説明したい。(河野専門官)
- 中核機関の維持している系統の中で、寄託と譲渡はどのように分けているのか。(山本委員)
- バイオリソースセンターでは明確にしている。(小幡主査)
- 譲渡の方が自由度が高まるのではないか。(山本委員)
- そうだが、自由度に限定がかかる状況になっている。(小幡主査)
- 小動物などは譲渡か寄託かを明確にした方がよい。また、それをもう少し強くアピール

していった方がよいのではないか。(山本委員)

- 中核機関にとってもそれはもちろんいいことだ。(鈴木委員)

4. 報告書(案)の審議

- ・資料4に基づき、報告書(案)について文部科省より説明があり、その後、議論が行われた。内容は以下のとおりである。

<はじめに>

<第1章 実費徴収範囲>

- 利用者が増えてもサービスが低下しないという原則に基づいて課金を実施しているところがあり、これは事業継続に必要なだということを入れてほしい。(小幡主査)
- ユーザー側が、お金を払ってでもそれが欲しいということになれば、いいリソースが残ることにつながる。(山本委員)
- 実費徴収について研究者コミュニティの支持も得ている。文科省、中核機関、利用者の各立場や、高品質のリソース入手を保証するためにも、「はじめに」にそれらを書き加えると説得力が増す。(小幡主査)
- 知的財産権の保護に関して明確な記述がない。システムのMTAをはっきりさせ、保護という観点で事業を推進していくことを「はじめに」にもう少し入れるとよい。(山本委員)
- 研究開発力強化法の趣旨が書いてあるが、6ページで「NB RPにおいては、営利を目的としている研究にはバイオリソースを提供しないこと」と明確に書いてある。産業側の学術利用に対してはどうなのか。(鈴木委員)
- 強化法ののっとして補助金化も進んできた。開発者と利用者の契約内容は、中核機関は知らない方がいいくらいだ。(小幡主査)
- 譲渡の場合は中核機関が判断しなければいけない。(山本委員)
- ここは「学術研究を中心とする」くらいにしておけばいいだろう。(小幡主査)
- 直接的にNB RPが持っているリソースを配ることもあり得るかと思うが、主査の言われるように、そこは今は踏み込まなくてもいいだろう。(河野専門官)
- 学術目的で、例えばコメなどを配布しても、ほかの研究機関も同じような発明をすると権利が分かりにくくなるのではないか。(深見委員)
- 学術研究で特許を取るものでも、学術コミュニティで使えるようにMTAで押さえておくことが重要だ。(河野専門官)
- 種苗法は明文化されているので、種苗法で整理できるものは種苗法で整理すると中核機関が言えばよい。(小幡主査)
- そのときに、この種はここで品種登録されたものだとかという追加情報は、中核機関でハンドリングしないといけない。それをきちんとやっていない中核機関もあると思う。(深見委員)
- それはきちんと種苗法などを勉強してほしいとお願いするしかない。(小幡主査)

- そのときに非営利・営利も解決するか。(深見委員)
- 営利も非営利も同じように扱ってもいいのではないか。(小幡主査)
- 実はそこまでMTAに反映させていない。(鈴木委員)
- パテントの情報やデリバティブの取扱いもきちんと明記する。(深見委員)
- 今までそこはリソースごとに付け加えてもらうようにしていたが、今回どこで切るかだ。(鈴木委員)
- 一定の穀物・商業作物は種苗法等の検討を要請することになるだろう。(小幡主査)
- デリバティブは例示し、コミュニティできちんと決めてもらう。(鈴木委員)
- 配布機関はアカデミックフリーダムだが、その後の追加情報の信頼性などをシステムに組み込んでいかないと、権利がコンタミネーションを起こさないか。(深見委員)
- 個別には無理だが一定の考え方を示しておく必要はある。利用・開発者の権利も認めるのが日本版バイドール法なので、MTAでしっかり書き込まねばならない。(小幡主査)
- これは難しい問題だ。知財の人間が入って整理しないといけないだろう。(鈴木委員)
- 「実費の概念」で、補助金は「知的基盤整備を推進するために」必要だと入れておけばどうか。(小幡主査)

<第2章 実費徴収システム>

- 変動経費を回収できるシステムを作ればいいわけか。(深見委員)
- 基本的に補助金で変動経費はみないので、お金を徴収して対応する。(河野専門官)
- 「はじめに」にある永続的な資源を維持するというのが、変動経費を回収するシステムの中でできるのか。(深見委員)
- できない。(小幡主査)
- 未来永劫補助金をもらわないとできないという表なのか。(深見委員)
- だから補助金は必要なのだという裏返しの理論だ。(河野専門官)
- 変動経費の意味合いをもう少し明確に書いた方がよい。(深見委員)
- あまり配っていないものの変動経費を計算すると、一つ当たりすごく高くなる気がするが、調整方法があるのか。(鈴木委員)
- 例えば1件しか出さないのに1人雇っているという場合か。それは労働時間を案分すればよいだろう。日本の研究者の科研費で買えるような額は常識的に決まってくる。実費の範囲も各リソースで決めていただくしかない。(小幡主査)
- 固定経費で維持をしていき、送る場合の経費が実費になるだろう。(山本委員)
- もらう人は有償だが、預ける人は無償とは、何か変な気がするが。(深見委員)
- 寄託する人が配布する場合は、送料は中核機関が持ってもいいのではないか。寄託する人から中核機関へ郵送する場合の費用はどちらが出すべきなのか。(鈴木委員)
- それは収集だから、補助金を使ってもいいと思う。(小幡主査)
- ナショナルバイオリソースプロジェクトを浸透させるために7年前、一つ寄託すれば一

つのリソースを使えるというクレジットシステムを宣伝した。(小幡主査)

- NBRPでも、配布を有償化すると、ユーザー側で違和感が出て、寄託のスピードが落ちないか。(深見委員)
- 同様の心配を皆さんされたが、維持コストを考えると預けた方が安い。(山本委員)
- 研究者はリソースにお金を払うことにあまり抵抗感はない。(小幡主査)
- ショウジョウバエを10年前に預け、欲しくなってウェブで申し込んだら以前と同じものが来たので感激したというメールも来ることもある。(山本委員)
- 品質管理も良いので、そういうものをホームページに出すとよい。(小幡主査)
- 報告書にも寄託のメリットが書いてあるとよい。(深見委員)
- 品質管理されたものがちゃんと届く。そのための実費だということだ。(小幡主査)

<実費徴収が可能な経費>

- 生物材料なので送る場合の歩留まりが悪い。しかし再送分の経費はなかなか積めないの
で、みなし実費の30%を充てる必要がある。(小幡主査)
- 再送分の経費は、実費を取るときに積んでいるのか。(川上調整官)
- そうだ。実費の30%を企業から余計にもらい、それを充てるという説明をしている。(小幡主査)
- 30%間接経費を取って、大学の通常の経費には入らない処理をするわけか。(深見委員)
- そうだ。そのパーセンテージの設定は各法人に任せる。(小幡主査)
- ただ、大学の経費、収益に入ってしまったら説明ができるか心配だ。(河野専門官)
- 収益にされるとこの事業は破たんするということを絶対に書く必要がある。(小幡主査)
- 大学では年度ごとに監査が入るのか。(深見委員)
- 会計検査だけだ。入ったものはすべて出て、帳尻が合っていればよい。(河野専門官)

<営利団体と非営利団体の区別>

- 理研では科研費にのっとして学術機関と非学術機関に分けている。(小幡主査)
- 科研費が取れるところと取れないところがある。海外だと線引きが違う。(鈴木委員)
- その辺も後ろのMTAに書けばいい。アカデミックディスカウントとここで最初から言
ってしまうと難しい。(小幡主査)
- アカデミックプライスではないか。(深見委員)
- もともとはそうだ。(河野専門官)
- ディスカウントというと、元の値段より安くするように見える。余計取るのか、安くし
ているのか、説明が難しいので、アカデミックプライスの方がよい。(小幡主査)
- その30%を営利企業から取った場合はどうなるのか。(河野専門官)
- それは大変難しく、「やはり積算できないものがあるので」となってしまう。(小幡主査)

<第2章 実費徴収システム>

1. 注文から発送までの業務の流れ

- ここは絵などを使ってもう少し簡素化できるかもしれない。効率化できる例も示すとよい。2ポツと3ポツが大事だ。(小幡主査)

2. 実費徴収に係る会計システム

- ・ここで、山本委員より京都工芸繊維大学における実費徴収システムについて、小幡主査より理化学研究所バイオリソースセンターにおける実費徴収システムについて紹介が行われた。
- 海外は先払い制度を先取りして導入できるので導入する。国内でもカード決済ができない理由はない。大学等では制度上、クレジットカードを使ってよいのか。(小幡主査)
- 立替払いはできる。(深見委員)
- 特に海外の場合、利用者と払う人が違う場合もあり、そのやり取りだけで疲れてしまうので、立替払いができるようになれば、カードがいいだろう。(小幡主査)
- だからユーザー登録時に、P I、つまりお金を払うことのできる研究者か否かを必ずチェックしている。(山本委員)
- P Iも立替払いをしており、最後は会計係が出てくるので面倒だ。カード払いで、代行会社を一つ絡めて、個人情報扱わない。そうすれば各機関での課金の作業量がだいぶ減る。(小幡主査)
- 最初はほかの支払い方法にならないかという問い合わせが結構あったが、一つ許すと煩雑になるので、クレジットカードしか受け付けないと3年ほど通した。やっと落ち着いてきたが、自分のカード番号を入れるのが嫌だという人がまだいる。(山本委員)
- 京都工織のシステムをNBRPで共有できないのか。(深見委員)
- まだ事務に相談していないが、そんなに難しくないだろう。ただ、研究機関でお金の移動は簡単にできるのか。(山本委員)
- 契約書が必要になったりして、代行会社の方が楽だと思う。京都工織では経費は幾らぐらいかったのか。(小幡主査)
- システムの初期導入費用が約55万円(ソフト別途)だった。カード決済代行会社へは、利用者が1度アクセスして動かすと1円、トランザクションでまた1円くらいだ。クレジットカード会社は5%取っている。(山本委員)
- MTAもオンラインしてアグリーしていくのか。(小幡主査)
- このシステムの中で、注文後にMTAを承認する形にしたいと思っている。(山本委員)
- NBRPでも個別具体的に皆さんが乗れるような制度設計をする必要がある。理研でもそのシステムに乗せたい。あとは事務側がどれだけ反対するかだ。(小幡主査)
- 事務側はどういう理由で反対すると考えられるか。(鈴木委員)
- セキュリティと、理研の責任の範囲が議論になるだろう。(小幡主査)

- 出来上がった後の状況から見ると、よく分からないところに踏み込むという抵抗ではないか。例えば、バイオリソース全体で一括で受けても 55 万、個々の中核機関がそれぞれ作っても 55 万だ。まとめることができれば、その方が安い。(山本委員)
- それを手伝ってあげないと、特に大きくない機関は大変だ。(小幡主査)
- リソースが少ないところは、多いところが代行できるようなことを考えた方がいいかもしれない。(山本委員)
- ただ、それだと大学同士でお金が行き来するのでかえって面倒だ。バーチャルな代行会社の仕組みがあってまとめて契約すれば安くなるというのなら、事務の大変さを解消できるのではないか。山本先生の資料は大変参考になった。理研でもライフ課と一緒に調査し、具体的なものを提案したい。(小幡主査)

<第3章 MTAについて>

1. 「概要・基本概念」について

- MTAはそもそも、バイオリソースへの権利の問題や、安全保障上、リソースの由来を明確にする必要から出てきたという歴史的背景をもう少し加えてほしい。そうすればMTAの必要性が分かると思う。(小幡主査)

2. バイオリソースのかかる権利

- 派生物にかかわるところは、最初に開発した人と、もらって開発した人の権利はどうあるべきか、また学術利用と産業・商業利用の場合はどうあるべきかを議論して、その辺を書いてもいいと思う。MTAは本来、交渉して成立するものだが、議論せずに「これをのまなければいけない」という場合が往々にしてある。(小幡主査)
- ただ、NBRPのMTAの性質としては、交渉なしでよしとした方がよい。(鈴木委員)
- 日本では自由にして、海外では厳しくするのか。その辺も判断のしどころだ。派生物に対してあまりきちぎちぎにすると、誰も使えないソースになる。一方で、あまり緩くすると寄託者の権利が守られなくなる。(小幡主査)
- ATCCなどは寄託者の権利を守るためにきつくしている、NIHは流通を促進するために緩くしていると言っている。機関によって意見が全然違う。(鈴木委員)
- 両論併記で、だからNBRPは個々に任せるというのもいい。(小幡主査)
- 並列に書くしかない。(鈴木委員)
- 各中核機関で判断するということだ。(深見委員)

3. 研究の自由の確保

- 特許の付いたツールの寄託が増えてきた。例えばテトラサイクリンの入ったトランスジェニックマウスは完全に会社が持つ特許を利用したリソースだ。単に権利者を守るというより、使っていこうという動きも書いてもらえるとよい。これはアカデミックに限つ

ての話だ。理研で開発した蛍光タンパク、セルサイクルも、アカデミックに限ってはその遺伝子で作ったトランスジェニックは配っていいことになった。開発者のリーチスルーライトががちがちにいわれると、配れないことになってくる。(小幡主査)

- 学術研究目的の場合は、受領者は改変できるのか。(深見委員)
- 改変してよい。(小幡主査)
- しかし、それをほかのところに渡せないのではないか。(鈴木委員)
- 売ることはできない。(小幡主査)
- 学術目的でほかの機関に渡すことはできるのか。(鈴木委員)
- 特許を出してはいけないだろう。(深見委員)
- 特許を出してはいけないというのは、特許の使用に当たる行為を行わせるかどうかなので、特許にあるもの自体を出すことは特許違反にならないのではないか。(鈴木委員)
- いや、学術目的には使うだろう。(深見委員)
- 使う。(小幡主査)
- 新しい改変物を作って、さらに高性能のものを作って特許を出したとすると、クロスになってしまって三すくみになる。(深見委員)
- ベースのところはどこまでどうするか、また別の議論をする。(川上調整官)
- 特許を出した人が寄託して使ってくださいというとき、改変可、改変不可といった条件が付く。それを寄託の契約の中に盛り込んで寄託者の権利を守っていく。(深見委員)
- TET Systems Heidelberg では改変後、ほかの学術機関に渡せるのか。(鈴木委員)
- 理研に再寄託して渡す。直接第三者には渡せないだろう。(深見委員)
- そうだ。第三者分譲は禁止している。(小幡主査)
- それで学術での特許使用は構わないという契約をしているわけか。(鈴木委員)
- そうだ。Tet はそれが企業と初めてうまくいった例だ。学術である限りはどんどん使う方向に誘導したい。(小幡主査)
- 寄託者の権利を守る観点と、受領者の研究促進のバランスをどこかで取る必要がある。それが寄託者の意思に反映するところによるわけか。(深見委員)
- そうだ。いろいろな形で寄託者の権利や主張は守られると思うが、研究者として一番大きいのは、やはりサイテーションされる、名前が知れることだ。そのためにリソースはどんどん配った方がいい。NBRPはやはり推進側にいるべきだ。(小幡主査)

4. バイオリソース創作者の権利保護

- 知財のところで、多様性条約ABSのことは何か書いた方がいい。(小幡主査)
- 多様性条約カタルヘナと、FAOの条約を説明する。(鈴木委員)
- しかし、MTAの中には「遵守する」みたいなものはないだろう。(深見委員)
- 期限を明確にするぐらいしか書いてない。(小幡主査)
- 説明はMTAのところに書かなくてもいいのではないか。(鈴木委員)

- 書かなくてもいいが、その背景にはこういうものがあるので遵守した方がいいと書いた方がいい。しかしそうすると長くなる。(小幡主査)
- 何か関連法案で入れる。(鈴木委員)
- 参考情報として入れる。(河野専門官)
- NBRPではそういうものもきちんとクリーンアップして配布していくポリシーであることを書いておけばいい。(深見委員)
- 利用者もその辺に配慮する。(小幡主査)
- 配布する方も、もらう方も気を付ける。それは参考情報とし、MTAの中には入れない。(鈴木委員)
- もらう方は、どうやって気を付ければいいのか。中核機関に「情報を下さい」と要求するのか(深見委員)
- 該当するものについては注意事項を入れる。MTAでは書いていないような注意事項をホームページに記載するぐらいでよいだろう。(鈴木委員)
- 例えば、寄託者には何の意識もなく、ある遺伝子源が受領者に行き、受領者が何か開発して、それでインドネシアの菌がするすると来た場合もある。(深見委員)
- それは中核機関がカタルヘナ条約を守っているかチェックすべきだ。(鈴木委員)
- しかし、それはMTAに入っていない。(深見委員)
- これは新しい動きなので、参考資料ぐらいでどうか。(小幡主査)
- それをどこまで書くか。あまりぎちぎちには書けない。(鈴木委員)
- そういう方向性を見せていただけるとありがたい。参考資料のようにしてFAOやABSを入れていただく。(小幡主査)
- FAOは日本がまだ批准していない。(深見委員)
- 批准する見込みはあるのか。(小幡主査)
- COP10などの流れによるだろう。(鈴木委員)
- 以上のようなことを踏まえて、第3章を鈴木先生と深見先生に2週間くらいでまとめていただき、それを島田先生に見てもらおうようにしよう。(小幡主査)

5. 同意書について

- 同意書のシステムはウェブ上でできるのか。(山本委員)
- 日本はまだ公印が必要だ。(小幡主査)
- 試しにショウジョウバエでやろうという話は出ている。署名はPDFのタイムスタンプ付きの電子署名だ。(鈴木委員)

5. その他

6. 閉会